

使用する曲の著作権許諾申請について
【重要!! 必ずお読み下さい】

近頃、不正コピー等の著作権侵害が目立ち、これに関する訴訟が増えてまいりました。

そこで、日本MB協会より指導を受け、本大会では使用曲に関する著作権について以下の通り対応いたします。各団体の責任においてきちんとした対応をお願い致します。

なお、著作権の手続きがお済みでない場合は、大会に参加できませんのでご注意下さい。

全団体 著作権料に関して

1. 著作権に関する利用料(著作権協会からの請求金額)は使用する団体の自己負担となりますので、ご承知おき下さい。ただし、手続きは本連盟で一括して行うものもあります。

楽器演奏を行う団体(マーチングバンド部門、他)

「演奏利用許諾」の手続きが必要です。

1. 原曲を自らアレンジした楽譜で利用する場合は、各団体ごとに原曲の作曲者または著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください(利用料等の金額並びに支払方法も提示される事があります)。

尚、著作者の著作権の有無はJASRAC那覇支部(下記)に直接お問い合わせ下さい。

2. 楽曲の演奏利用に関する著作権協会への申請(「演奏利用許諾」の手続き)は本協会で行いますが、協会からの請求金額は使用する団体の自己負担となりますので、ご承知おき下さい。

代表者会議までに同封の演奏利用明細書に必要事項を記入の上、代表者会議時にご提出ください。さらに、協会が準備した用紙にもご記入下さい。

3. 著作権協会から利用料の請求がありましたら、その金額を団体宛FAXでお知らせ致します。

4. 大会当日、利用料を納入してください。

手続きの流れ(「手続き内容」の番号は上記の番号と対応しています。)

期 日	手 続 き 内 容
代表者会議まで	1. 出版元への編曲使用許諾申請 (市販の楽譜ではなく団体用アレンジして使用する場合)
"	2. 演奏利用明細書記入事項を確認し、代表者会議時に記入できるように準備する(同封の申請用紙)
代表者会議	2. 演奏利用明細書記入(会議時に協会が準備した申請用紙に)
大会前日までに	3. 利用料請求金額が協会よりFAXにて送信される
大会当日	4. 利用料を協会に納入し、 大会にて演奏(生演奏)

**ダビングしたMDによる演奏を行う団体(マーチングバンド部門以外)
使用する音源はMDのみ利用可とします。ご了承下さい。**

「録音利用許諾」の手続きと「演奏利用許諾」の手続きが必要です。

1. 使用する音源(市販のCDやテープ等)の出版元(レコード会社等)へ、団体ごとに使用許諾申請を行ってください。
複数の曲を使用する場合は、使用曲全てに上記の手続きを行って下さい。
2. CD等音源を編集する場合もしくは一括録音をして使用する際に、複製権(録音利用料)が発生致します。著作権協会への申請は本協会で行いますが、協会からの請求金額は使用する団体の自己負担となりますので、ご承知おき下さい。
(録音利用金額は一曲につき400円です。)
代表者会議までに同封の録音利用明細書に必要事項を記入の上、
代表者会議時にご提出ください。さらに、協会が準備した用紙にもご記入下さい。
3. 楽曲の演奏利用に関する著作権協会への申請(「演奏利用許諾」の手続き)も本協会で行いますが、協会からの請求金額は使用する団体の自己負担となりますので、ご承知おき下さい。
代表者会議までに同封の演奏利用明細書に必要事項を記入の上、
代表者会議時にご提出ください。さらに、協会が準備した用紙にもご記入下さい。
4. 録音利用の許可がおりたものについては、著作権協会から録音利用料の請求金額が提示されますので、その金額を団体宛FAXでお知らせ致します。また、演奏利用料も同様に請求金額を団体宛FAXでお知らせ致します
5. 大会当日、録音利用料と演奏利用料を納入し、受付にMD音源を提出してください。

今年度より、録音利用許諾のシールは交付されなくなりました。したがってMDに貼るシールは必要ありません。

手続きの流れ(「手続き内容」の番号は上記の番号と対応しています。)

期 日	手 続 き 内 容
代表者会議まで	1. 出版元への使用許諾申請
〃	2. 録音利用明細書記入事項を確認し、代表者会議時に記入できるように準備する(同封の申請用紙) 2. 演奏利用明細書 〃 (〃)
代表者会議	2. 録音利用明細書記入(会議時に協会が準備した申請用紙に) 3. 演奏利用明細書 〃 (〃)
大会前日までに	4. 利用料請求金額が、協会よりFAXにて送信される
大会当日	5. 利用料を協会に納入し、受付に提出 大会にて使用 (録音利用許諾シールを貼る必要なし)

録音利用に関する利用料が大会終了後に届くことがありますが、その場合、後日団体より振り込みしていただく場合があります。ご了承下さい。

手続き・問い合わせ

日本音楽著作権協会(JASRAC)那覇支部
〒900-0015 那覇市久茂地1-3-1 久茂地セントラルビル
TEL: 098-863-1228 / FAX: 098-866-5074
ホームページ <http://www.jasrac.or.jp>